

▶教育・研修活動タイプ

□森林内で人を集めて実施する森林環境教育や研修の活動を支援するメニューです。このタイプだけでも、他のタイプと組み合わせても申請することができます。

□森林インストラクターなどの有資格者等を講師とする環境教育や都市住民を対象とした林業体験（間伐、下草刈り）、これから林業に従事したい人に対する研修活動などの活動を実施することができます。これらの活動では、1回あたりの参加者は、少なくとも活動組織の構成員以外に8～10名以上（過疎地域等※は4～5名以上）は参加するよう、広く一般から募集を募るようにしてください。（F-2-1）

□森林内での教育・研修活動を目的とするため、いずれも対象森林内で実施する取組を基本としますが、森林内の活動のために必要な知識を学ぶ勉強会や各種技術研修会、調査結果などの成果発表会といった取組は、森林外の場所や施設を使うことは構いません。ただし、必ず森林内での活動と組み合わせて企画・実施してください。

□教育・研修活動タイプへの単体の申請では、資機材購入や施設整備への支払いはできませんが、消耗品としてイベント参加者の安全確保等に必要なヘルメットや軍手などは購入することができます。このタイプでの交付金の使途は、イベントの広告、講習会の講師の謝金や交通費、参加者の傷害保険料などを想定しています。（F-2-4）

※過疎地域等とは、過疎地域自立促進特別措置法過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき指定された離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づき指定された振興山村を指します。

▶森林機能強化タイプ

□地域環境保全タイプの実施前に路網の整備を行う場合や、森林資源利用タイプの実施後に路網の補修を行う場合、森林を整備する前に鳥獣害防止柵の設置を行う場合のメニューです。

□このメニューを実施する場合は、活動期間内（3年間）の他の年度に地域環境保全タイプか森林資源利用タイプを実施しなければなりません。

○活動内容に関する主な Q&A

Q005 メニューにある活動推進費では、どのような活動をするのですか？

○活動推進費を使って取り組む活動例を示すと、地域環境保全タイプや森林資源利用タイプでは自分たちがこれから活動する森林について森林計画図上の所有権界が実際にどこまでかを確認したり、土砂崩壊の危険箇所や獣害被害、病虫害の被害状況、単位面積あたりの竹林密度など森林内の状況を確認したりする作業や森林機能強化タイプでの作業内容の検討が考えられます。また、森林資源利用タイプであれば、対象森林内の資源調査などが考えられます。

○活動推進費は上限が 15 万円という意味です。実際にかかると見込んだ経費が 15 万円以下であってもその見込んだ金額で申請できます。(C-7-a-1)

Q006 タイプを組み合わせて申請する場合の条件には何がありますか？

○地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ、森林機能強化タイプは同一年度に同一の場所で申請することはできません。同じ対象森林を 1 年度目は地域環境保全タイプで整備を行い、整理された森林で資源利用をするために 2 年度目からは森林資源利用タイプで申請することはできます。そのような活動を行う場合は、あらかじめその趣旨を活動計画に位置づけておきます。

○また、同一年度であっても、一体的な対象森林エリアの中で、地域環境保全タイプで活動する場所と森林資源利用タイプ、森林機能強化タイプで活動する場所をそれぞれ明確に違えば申請することができます。その場合は、活動計画に添付する森林図に、それぞれの活動タイプがどの場所で行われるのかを明示しておきます（森林図については、3. 地域協議会へ申請 参照。P14）。(C-3-6)

Q007 竹林整備の取組における「できるだけ対象面積に近づける」とは、どのようなことですか？

○ここで想定している竹林整備は、タケノコ園などに利用されている竹林（密度：2,000～3,000 本/ha 程度）ではなく、荒廃竹林（竹藪）を想定しています。荒廃竹林の整備では、初年度は枯れ竹や折れ竹の除去・搬出、立竹の全伐・間伐などの作業が基本となります（次年度以降は、タケノコ狩りや立竹の除去などで管理が可能になります）。

○荒廃竹林整備の作業は、里山林保全の作業と異なり対象森林（竹林）内に入ることができないことから、申請した対象森林のほぼ全域をカバーする基礎的作業ではなく、対象森林において対象森林面積に近づけるよう、枯れ竹、折れ竹、立竹の除去を行います。（→具体的な活動のイメージは、P28 を参照）

○例えば、荒廃竹林整備に取り組む活動組織は、作業開始前に対象森林（竹林）において、対象森林にある枯れ竹、折れ竹、立竹の総本数の推定、処理すべき竹の本数目標とその成果を確認するため作業を活動内容に組み込む方法もあります。

Q008 雑草木の刈り払い等の作業以外に皆伐や間伐はできますか？その場合の条件は何がありますか？

○皆伐は可能ですが、以下の基準を満たす必要があります。

①群状に伐採する場合:1 伐区 1ha 未満で 20m 以上の保存帯を設けること。

②帯状に伐採する場合:伐採幅は主伐木の平均樹高の 2 倍までとし、20m 以上の保存帯を設けること。

※上記①, ②の要件を担保するため、隣接する森林所有者との合意形成が必要な場合があることに留意してください。

○間伐は可能ですが、林内での伐倒作業のみは不可です。間伐をする場合は集積までは行い、可能な限り林外へ搬出するか林内で利用できるものは利用してください。特に森林資源利用タイプの場合は、間伐した木材は必ず搬出して利用するか、林内で利用してください。

○皆伐、間伐を行う場合は、森林法第 10 条の 8 に基づく、「伐採および伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。この交付金の採択が決まったら、作業に入る前（伐採開始日の 90～30 日前）に、必ず所定の手続きをしてください。手続きの詳細については、対象森林のある市町村の林務担当窓口にお問い合わせください。(D-2-1・2、E-2-1)、

○森林が保安林に指定されている場合は、伐採許可等の手続が必要となるので、都道府県等にお問い合わせください。

Q009 地域環境保全タイプ（里山林保全）と森林資源利用タイプの違いは何ですか？

○雑草木の刈り払いやつる切りなどの基礎的な作業を対象森林のほぼ全域で実施する点は共通ですが、そのほかに取り組む活動について、活動組織の目的が達成しやすいように、認められる交付金の使途に違いがあります。

○例えば、地域環境保全タイプ（里山林保全）では、基礎的な作業を最低限実施すれば良いので、できるだけ広い範囲の森林を対象に、多くの人が参加する活動を実施したい活動組織に向いています。また、荒廃した里山林がイノシシや鹿などの隠れ家になり、田畑への獣害の温床となっている地域でも、林内に獣害防止柵を設置する活動が認められる（資材の購入は 1/2 以内の補助）ので、集落周りの里山林整備などを地域ぐるみで行おうという組織には向いています。

○一方、森林資源利用タイプでは、森林から採取した原木等を道の駅や作業場まで運ぶ場合に発生する経費（日当や燃料代）や、森林内での特用林産物の栽培作業で発生する経費（材料代や日当、燃料代）、活動組織が作る薪を利用するための薪ストーブや薪ボイラーや活動組織が自ら薪炭製造に取り組む場合に必要資機材の調達費の一部が認められるといった特徴があります。(E-2-1、E-2-4)

○どちらのタイプで申請するか、自分たちの取り組みたい活動は何かをよく考えて、申請してください（交付金の使途の詳細は、4. 交付金の決定／交付金の使途参照。P22）。

Q010 森林資源活用タイプで認められる森林外での加工作業はどのようなものですか？

○このタイプでは、未利用な広葉樹や人工林の間伐材の伐採・搬出等の作業の支援が目的です。また、加工は、しいたけ原木や伝統工芸品等の原料としての丸太への加工が対象、エネルギー利用では、特別な燃焼用機器を必要としない薪や炭づくりが対象です。

○エネルギー利用のための資機材は、加工用では薪割り機や炭焼き窯、燃焼用の薪ストーブ・ボイラーを想定しています。加工用のブリケット製造器（薪等を高圧で固める装置）やペレット製造器等、燃焼用のペレットストーブ等の購入は認めていません。（E-2-4）

Q011 教育・研修活動タイプの「活動」の捉え方で注意すべき点には、どのようなものが他にありますか？

○教育・研修活動では、活動費の算定基準として1回当たり5万円、年間12回まで、1団体当たり60万円を支援の金額の上限として定めていますが、1回で必ず5万円を使う必要はありません。年度内の活動で、認められた金額を、実情に即して適宜、割り振って使えます。（F-1-1）

○また、対象森林内の活動は、1回当たり＝おおむね1日という考え方です。対象森林内において2泊3日の連続する活動を実施しようとする場合には、イベントとしては1回ですが、5万円／日×3日で15万円を交付金として申請できます（上限60万円なら2泊3日のイベントは4回まで実施できます）。（F-1-2）

○対象森林外の活動でも、森林内での活動に必要な知識や技術を学習するための活動（専門家による講習会・勉強会、資機材の利用に関する技能研修等）が認められます（対象森林内で活動することが必要です）。（F-2-4）

○教育・研修活動タイプで企画するイベント等への参加者は、活動対象森林のある都道府県外の方々が参加しても構いません。（F-2-2）

Q012 森林機能強化タイプの延長はどのようににはかりますか？

○取組延長は作業前に図測等により長さ（水平距離）を測定する（この場合、必要最低限の長さとなるよう考慮する）。延長に変更がある場合は、変更承認申請を提出し承認後に活動を開始する。

作業終了後に巻き尺等により延長斜距離（実測）を測り、必要に応じて実測で斜度を測る（斜度は平均的だと思われる所で測定し、位置を図面に記録しておくこと）。この場合、延長斜距離（実測）と斜度によって決められた係数（下記のとおり）をかけて水平距離（＝取組延長）を計算する。

なお、実際の延長が承認された延長を超えた場合、超えた分は交付金額算定の対象にはならない。

【斜度の測定方法（例）】

○測定器具の作成

用意するもの：分度器（Q&A末尾に付けた簡易測定用の半円を印刷して、厚紙等に貼り付けて利用したものでも可）、ひも、おもり、テープ

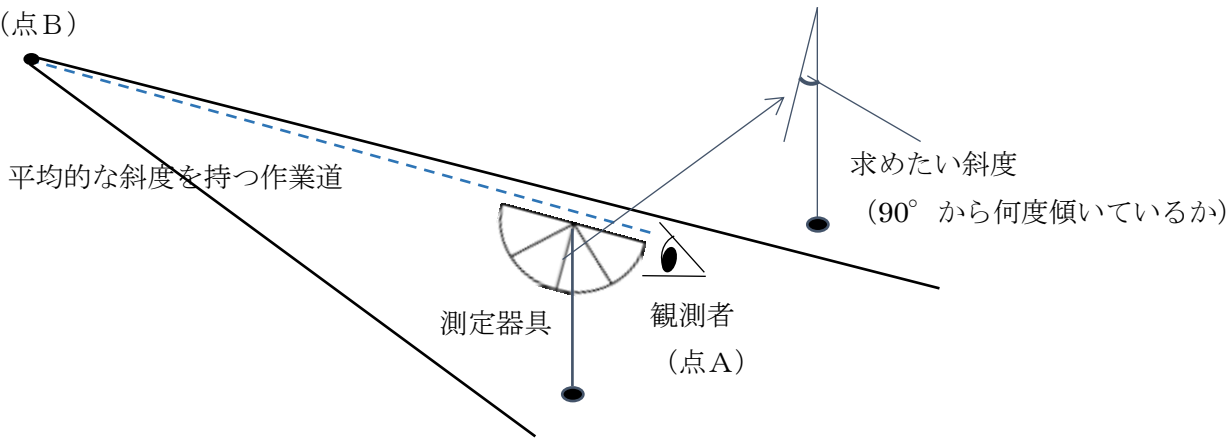
作成方法：分度器の真ん中（90°の部分）におもりを付けたひもをテープで固定する。

○斜度のはかり方

①作業道等の中で平均的な斜度であると思われる部分（点A～点B）の端（点A）に立つ

②測定器具の分度器の直線部を目線に合うように構える

- ③測定器具を構えたまま、点B（自分の目と同じ高さ）を見る
- ④そのままの角度を保ち、分度器の90°とおもりを吊したひもがなす角（斜度）を図る



(計算式) 水平距離（取組延長）＝延長斜距離（実測）×補正係数

※補正係数は次のとおり、

斜度	補正係数
5° 未満	0.9962
5° 以上 10° 未満	0.9848
10° 以上 15° 未満	0.9659
15° 以上 20° 未満	0.9397
20° 以上	0.8192

注）図面で水平距離がわかる場合は、上記の計算は不要。

③. 地域協議会へ申請（書類の書き方はどうするの？）

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を使って活動するためには、各都道府県に設置されている地域協議会へ所定の申請書類を作成し、交付決定のための採択審査を受ける必要があります。

審査会は地域協議会によって実施日が異なっています。実施日は年度当初（該当年の3月頃から）より順次実施されますが、審査会開催日、申請書類の提出締切日などの詳細は各地域協議会に問い合わせてください。

また、都道府県によっては、活動組織向けの事業説明会を開催しています。申請を考えている方はぜひ参加するようにしましょう。

○作成する書類の種類

- 申請しようとする活動組織は、この交付金に関する実施要綱、実施要領等を林野庁ホームページからダウンロードして、かならずこれらの書類を一読して、内容を理解してください。この交付金の要領・要綱には次のものがあります（→<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>）
- 活動組織は、実施要領に定められている書類の調製・整備ができること、地域協議会で定める期日までに、交付金の交付に係る必要書類（採択申請書や実績報告書等）を作成できることが求められます。

- 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱()
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱(同上)
- 森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(同上)

- 申請にあたっては、以下の書類を作成します。書式は「森林・山村多面的機能発揮対策実施要領」に掲載されています。また、上記の林野庁ホームページからワード形式のファイルがダウンロードできます。申請にあたって、国が作成を求めている書類は全部で5つです。ただし、各地域協議会が独自に作成・提出を求めている書類もあります。その場合は、それらについても合わせて作成してください。

- このうち、様式第9号 平成27年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択前着手届は、活動組織が、地域協議会による審査決定後の日付を着手予定日として記載し、提出した場合、着手予定日以降であれば採択決定前でも事業を実施できます。必要な時期に活動が実施できるようにするための経過措置のために提出する書類です。すべての活動組織が作成、提出しなければならないものではありません。なお、地域協議会の審査で不採択となった活動組織は事前着手届を提出していても交付対象とはなりません。

（申請書類一覧）

- 様式第9号 平成27年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択前着手届
- 様式第10号 活動組織規約[+別紙 組織参加同意書]
- 様式第11号 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書
- 様式第12号 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書[+計画図]
- 様式第13号 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

- 一見、作成しなければならない書類がたくさんあり大変に思えますが、ポイントさえ押さえておけば、決して難しくありません。ステップ1, 2で話し合ったことを文章で整理します。いきなり書類の作成に行く前に次ページの表にある基本項目を決めていきます。これだけで作業が楽になります。

- なお、既に森林保全活動などに取り組んでいるNPO法人などが、既存の組織として申請を行う場合は、既存の定款等と様式第10号の内容を比較し、足りない条項について別途に定めてください。

- 巻末「森林・山村多面的機能発揮対策 様式記入例」も参考にしてください（P40～）。

○申請書類作成のためのポイント

□申請書類作成にあたって考え方を整理しておくべき、活動組織、対象森林と面積、作業の外部委託について説明します。

①活動組織

□活動組織については、活動組織の基本情報である次の4項目について決めます。

項目		ポイント	関連様式番号
① 組織名称		・既存組織の場合は既存組織の名称で OK。交付金申請のために新しく活動組織を作るところは名前を考えます。	10, 11, 12, 13
② 事務所・住所		・法人格のある組織は、その法人の事務所と住所が良いですが、対象森林と同一の都道府県内に事務所を置いていなければなりません。 ・このために新しく活動組織を作るところは、代表者の自宅や連絡担当者の採択通知などの郵便物がきちんと届く場所を住所にします。 ・対象森林の住所ではありません。	10, 12
③ 参 加 主 体	a. 役員	・活動に賛同してくれるメンバーの中から、代表者、役員を複数名決めます（最低3名以上）。 ・代表、副代表、書記・会計、監査役（少人数の組織は兼務は可）は誰かを決めます。 ・代表者は会計責任者を兼ねることはできません。	10, 13
	b. 構成員	・役員を含めた参加メンバーが該当します。賛同する森林所有者も構成員として参加してくれる方は積極的に参加を要請します。 ・団体・法人も構成員にすることができます(例えば、森林資源活用や教育・研修活動タイプで、イベントへ参加の協力団体、企業、学校、地元自治会等)。団体・法人構成員は代表者のほかに、当該組織の中なかの参加協力者の名簿も用意します。 ・既存団体が活動組織となる場合には、実際に活動に携わる社員やスタッフを決めて氏名を記載します。その場合は、既存組織の代表ではなく、保全活動の責任者を明確にして連絡担当者とします。	10, 13
	上記の人たちの氏名、住所を把握しておきます、		
④組織の発足日		・交付金申請のための書類などについて関係者の合意した日、会合をもった日を発足日、規約の施行日として構いません（＝「総会」等で決定した）。	10

②対象森林と面積（様式第 12+計画図、13 号）

□地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプを申請する場合は、対象森林の面積に応じて交付金額が決定されます。自分の森林を使った活動に合意してくれた森林所有者の方々全員の森林について、面積と場所に関する情報を入手します。

□この交付金の申請にあたっては、原則、面積は森林計画図を用いて図測（プランメータ等による）を行います（森林簿により対象森林の面積がわかる場合は森林簿を使っても良い）。教育・研修活動タイプのみ申請する場合は、面積の算定は必要ありませんが、森林計画図は添付が必要です（→それ以外の算定方法は Q014 を参照）。

□森林簿、森林計画図は、各都道府県の本庁、出先機関の林務担当課で閲覧・入手できます。これらの情報は個人情報となるため森林所有者以外への公開をしない都道府県もあるので、情報の閲覧・入手のためには、森林所有者からの委任状等の準備が必要など、各都道府県が定める手続きも必要です。具体的な手続きは、各都道府県のホームページで確認してください。

[森林計画図の例]



縮尺 1 / 5, 000

* 林班・小班・施業界の番号と位置を示した図。

背景の図面

- ・ 都道府県作成 1/5,000 森林基本図
- ・ 国土地理院発行 1/5,000 国土基本図 等

記載内容

- ・ 林班番号と林班界
- ・ 小班番号と小班界
- ・ 施業番号と施業界

(出典) 新潟県ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/chisan/1221694459400.html>

[森林簿の例]

標式

森 林 簿

広域流域	森林計画区	市町村	森林管理署	林 班

小 大	森林の所在		地番 本 支	字	森林所有者 氏名	森林所有者の在村・不在村	機能の 種類	森林の 種類	面積 ha	林種	樹種	混交歩合	混交歩合	平均樹高	地位級	地利級	立地級	類別	更新の方法	公益的機能別 区分	施業森林等 区分	搬出方法特定 森林等 施業方法	材積 m ³	材積 m ³	成長量 m ³	伐期材積	森林経営 計画	分 割 機 能	保安林 種 類	施業履歴 種 類	備考
	班 字	番 号																													

森林の位置および森林資源等をまとめた台帳
記載内容

- ・ 森林の所在
- ・ 所有者
- ・ 樹種や林齢などの森林の情報
- ・ 保安林などの規制がかかっているか
- ・ 森林の評価

※赤枠は申請手続きに必要な情報

森林の位置および森林資源等をまとめた台帳

記載内容

- ・ 森林の所在
- ・ 所有者
- ・ 樹種や林齢などの森林の情報
- ・ 保安林などの規制がかかっているか
- ・ 森林の評価

※赤枠は申請手続きに必要な情報

(出典)『平成 25 年度版 森林計画業務必携』(株式会社 日本林業調査会)

[森林簿・森林計画図関連情報源リスト]

都道府県	担当課	電話	森林簿、森林計画図関連情報(URL)
北海道	森林計画課計画推進グループ	011-204-5494	
青森	林政課森林計画グループ	017-734-9509	http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/gis.html
岩手	森林整備課計画担当	019-629-5783	http://www.pref.iwate.jp/ringyou/keiei/014916.html
宮城	林業振興課	022-211-2914	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/tetuduki.html
秋田	森林整備課	018-860-1919	http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1180913950908/index.html
山形	林業振興課	023-630-2528	
福島	森林計画課	024-521-7423	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36055a/shinrinkeikakusiryou-etsurankoufu.html
茨城	林政課計画グループ	029-301-4031	http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/0607/0607n0290.htm
栃木	環境森林政策課	028-623-2323	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d53/20130222shinrinkeikakudatariyou.html
	林業振興課		
群馬	林政課	027-226-3211	http://www.pref.gunma.jp/06/e3000177.html
埼玉	森づくり課森林企画担当	048-830-4312	
千葉	森林課森林政策室	043-223-2951	
東京	森林課企画調整係	03-5320-4860	
神奈川	森林再生課 調整グループ	045-210-4339	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f262/p716479.html
新潟	治山課 森林計画係	025-280-5333	http://www.pref.niigata.lg.jp/chisan/1221069786279.html
富山	森林政策課 森づくり推進班	076-444-3385	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1603/kj00008684.html
石川	森林管理課	076-225-1641	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/kikaku.html
福井	森づくり課森林計画・管理グループ	0776-20-0443	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/moridukurika/jyohokajji.html
山梨	森林整備課	055-223-1646	http://www.pref.yamanashi.jp/smartphone/shinrin-sb/shinrin_keikaku_zubo.html
長野	森林政策課 森づくり推進班	026-235-7262	http://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/seibi/shisan.html
岐阜	林政課 森林計画係	058-272-8471	http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/yoshiki-download/yoshiki/rinsei/index2.html
静岡	森林計画課	054-221-2666	http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-710/shinrinkeikaku.html
愛知	林務課企画・森林計画グループ	052-954-6443	http://maps.pref.aichi.jp/
三重	森林・林業経営課	059-224-2564	http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/100050/shinrin_keikaku/sinrinbo.htm
滋賀	森林政策課	077-528-3914	
京都	林務課	075-414-5001	
大阪	みどり推進課	06-6941-0351	
兵庫	林務課造林計画班	078-362-3460	http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk14/shinrinjoho.html
奈良	林業振興課	0742-27-7471	
和歌山	林業振興課	073-441-2960	
鳥取	林政企画課	0857-26-7300	
島根	森林整備課	0852-22-5178	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/keikaku/kouhu.html
岡山	林政課	086-226-7453	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-99113.html
広島	林業課	082-513-3688	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/sinrinbokokouhu.html
山口	森林企画課	083-933-3464	http://forestgis.pref.yamaguchi.lg.jp/shinrintop/index_public.html
徳島	林業戦略課森林企画担当	088-621-2449	http://www.pref.tokushima.jp/faq/docs/00016070/
香川	みどり整備課 森林政策グループ	087-832-3464	
愛媛	林業政策課 森林計画係	089-912-2588	
高知	森づくり推進課	088-821-4574	
福岡	農山漁村振興課森林計画係	092-643-3505	http://www.shinsei.elg-front.jp/fukuoka/navi/procInfo.do?fromAction=2&govCode=40000&keyWord=12&procCode=1000640
佐賀	森林整備課	0952-25-7135	
長崎	林政課森林管理班	095-895-2984	http://www.pref.nagasaki.jp/download/ApplicationView.php?divcode=42000-07090&depname=%E8%BE%B2%E6%9E%97%E9%83%A8&no=8&flg=2
熊本	森林整備課 普及指導班	096-333-2438	http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1383.html
大分	林務管理課森林・林業企画班	097-506-3816	http://www.pref.oita.jp/soshiki/16050/rinmukanri6.html
宮崎	森林経営課森林計画担当	0985-26-7159	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shinrin-keiei/kense/shinse-todokede/0701011.html
鹿児島	森林経営課	099-286-3373	
沖縄	森林管理課	098-866-2295	

③利用協定（様式第 11 号）

- ☐ 交付要件として、活動計画書に記載される対象森林は、活動組織の代表者と森林所有者の間で協定書（様式第 11 号）が作成されている必要があります。森林所有者が複数の場合は全員と協定が必要です。
- ☐ この交付金は活動計画に定める活動期間以降も、対象森林での活動に取り組むことを求めています。したがって、協定の締結期間は最低 3 力年以上としてください。
- ☐ なお、活動組織（法人）の所有林や、活動組織の役員や構成員が森林所有者である場合には、登記簿抄本等の土地の使用に関する権限が確認できるもので協定に替えることができます。
- ☐ 森林の所有者が地区・地域である場合は、地区の代表者と協定を結びます。
- ☐ 地域協議会には、協定書等のコピーを提出します。

④作業の外部委託（様式第 12 号）

- ☐ この交付金では、活動計画書に位置づけられている作業・活動の一部を、外部委託することができます。大径木化した広葉樹の伐採や急斜面等に繁殖した荒廃竹林、その他の危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業等は、森林組合やその他素材生産事業者などへの外部委託という形でプロの力を借りることで、安全かつ効率的な作業が可能となります。また、そのような協働活動を通じて、知識や技術の継承などに活用することも有効です。
- ☐ ただし、交付金額の全てを外部委託することは、特別な場合をのぞいて認められません（特別な場合とは、大径木の伐採等にお金がかかるため、交付金の金額が委託で使われるが、活動組織の活動も大径木以外の雑草木の刈り払いを対象森林全体に渡り実施する場合など。この場合でも、交付金の活動であるため、活動記録や証拠となる写真の整理などは行う必要があります）。この交付金の目的は、できるだけ多くの地域住民の方が、身近な里山林へ関心を持っていただき、希薄化している森林と地域住民の関係を再生すること、多面的機能発揮をめざすものです。活動計画書に記載されている活動組織の構成員の方々や地域住民等の協力者の方々が、対象森林内において、雑草木の下草刈り等の森林整備や特用林産物の栽培や出荷など計画に位置づけられた活動に取り組むことが、外部委託を行う場合の必須条件です。
- ☐ 作業の外部委託に関しては、一般的・妥当と認められた価格で発注されている場合は、特別な条件はありませんが、可能な限り数社の見積もりを取ることが好ましいです。また活動を委託した場合でも、活動組織の取組と同様に、実績報告には委託先の活動記録や写真の提出が必要となります（6.実施状況報告 参照）

○林野庁、各地域協議会と都道府県の事業担当窓口

- ☐ 各地域協議会と都道府県の林務担当窓口は以下のとおりです。東京都、埼玉県、神奈川県は地域協議会が 3 県共通になっています。

[林野庁事業担当課連絡先]

林野庁 森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室 山村振興指導班

TEL：代表：03-3502-8111（内線 6145）ダイヤルイン：03-3502-0048

FAX：03-3502-2887

ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

[各地域協議会連絡先一覧]

都道府県	地域協議会名	事務局	電話番号	ホームページ 有無
北海道	北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社)北海道森と緑の会	011-261-9022	○
青森	青森県里山再生協議会	青森県林業改良普及協会	017-722-5482	
岩手	いわて里山再生地域協議会	NPO法人みどりと自然を育む会	019-601-6080	
宮城	宮城県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社)宮城県緑化推進委員会	022-301-7501	○
秋田	秋田の森林活用地域協議会	(一社)秋田県森と水の協会	018-882-5570	
山形	やまがた森林多面的機能発揮対策地域協議会	やまがた公益の森づくり支援センター	023-688-8100	
福島	ふくしま森林・山村多面的機能発揮対策協議会	(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	0243-48-2895	
茨城	茨城県森林保全協議会	(公社)茨城県緑化推進機構	029-303-2828	○
栃木	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	028-624-3710	○
群馬	森林・山村多面的機能発揮対策群馬県地域協議会	(一財)群馬県森林・緑整備基金	027-212-6295	○
千葉	千葉県里山林保全整備推進地域協議会	NPO法人ちば里山センター	0438-62-8895	○
埼玉				
東京	(一財)都市農山漁村交流活性化機構	(一財)都市農山漁村交流活性化機構	03-4335-1985	○
神奈川				
新潟	越後ふるさと里山林協議会	新潟県森林組合連合会	025-261-7111	○ (県庁サイト)
富山	富山県森林・山村多面的機能推進協議会	富山県森林組合連合会	076-434-3351	○
石川	いしかわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会	石川県森林組合連合会	076-237-0121	
福井	福井県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	福井県山林協会	0776-23-3753	
山梨	(公財)山梨県緑化推進機構	(公財)山梨県緑化推進機構	055-226-6279	
長野	長野地域協議会	(一社)長野県林業改良普及協会	026-226-5620	
岐阜	岐阜県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社)岐阜県山林協会	058-273-7666	○
静岡	(公社)静岡県緑化推進協会	(公社)静岡県緑化推進協会	054-273-6987	○
愛知	森林・山村多面的機能発揮対策愛知県協議会	(公社)愛知県緑化推進委員会	052-963-8045	
三重	三重森林づくりと学びの里地域協議会	(公社)三重県緑化推進協会	059-224-9100	○
滋賀	滋賀県地域協議会	滋賀県林業協会	077-522-2318	○ (県庁サイト)
京都	(公社)京都モデルフォレスト協会	(公社)京都モデルフォレスト協会	075-823-0205	○
大阪	大阪さとり地域協議会	(公財)大阪みどりのトラスト協会	06-6115-6512 (火曜～土曜)	○
兵庫	(公社)兵庫県緑化推進協会	(公社)兵庫県緑化推進協会	078-341-4070	○
奈良	奈良県林業改良普及協会	奈良県林業改良普及協会	080-1477-6886	○ (県庁サイト)
和歌山	木の国協議会	NPO法人根来山げんきの森倶楽部	0736-66-8005	○
鳥取	(公社)鳥取県緑化推進委員会	(公社)鳥取県緑化推進委員会	0857-26-7416	○
島根	島根森林活用地域協議会	高津川流域林業活性化センター	0856-31-9583	○ (県庁サイト)
岡山	岡山県森林・山村多面的機能発揮対策協議会	(一社)岡山県森林協会	086-271-3726	○ (県庁サイト)
広島	広島県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(一社)広島県森林協会	082-221-7191	○
山口	(公財)やまぐち農林振興公社	(公財)やまぐち農林振興公社	083-924-5716	
徳島	徳島森林山村づくり協議会	(公社)徳島県林業公社	088-679-8558	
香川	かがわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会	香川流域森林・林業活性化センター (香川県森林組合連合会内)	087-861-4352	○ (県庁サイト)
愛媛	(公財)愛媛の森林基金	(公財)愛媛の森林基金	089-912-2601	○
高知	(公社)高知県森と緑の会	(公社)高知県森と緑の会	088-855-3905	○
福岡	福岡県森林組合連合会	福岡県森林組合連合会	092-712-2171	○ (県庁サイト)
佐賀	佐賀森林山村対策地域協議会	佐賀県治山林道協会	0952-23-3915	○
長崎	長崎森林・山村対策協議会	NPO法人地域循環研究所	095-895-8653	○ (県庁サイト)
熊本	熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	熊本県森林組合連合会	096-362-3291	○ (森林組合連合会サイト)
大分	公益財団法人森林ネットおおいた	(公財)森林ネットおおいた	097-546-3009	
宮崎	宮崎県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(公社)宮崎県森林林業協会	0985-27-7682	○ (県庁サイト)
鹿児島	(公財)かごしまみどりの基金	(公財)かごしまみどりの基金	099-225-1426	
沖縄	おきなわ森林・山村地域協議会	(一社)沖縄県森林協会	098-987-1804	

[都道府県 事業担当課連絡先一覧]

都道府県	担当課	電話
北海道	水産林務部森林環境局森林活用課	011-204-5516
青森県	農林水産部林政課企画グループ	017-734-9507
岩手県	農林水産部 森林整備課	019-629-5781
宮城県	農林水産部林業振興課 林業基盤整備班	022-211-2913
秋田県	農林水産部森林整備課調整・担い手班	018-860-1741
山形県	農林水産部林業振興課	023-630-2518
福島県	農林水産部森林保全課	024-521-7441
茨城県	農林水産部林政課計画グループ	029-301-4031
栃木県	環境森林部環境森林政策課 環境立県戦略室	028-623-3185
群馬県	環境森林部緑化推進課	027-226-3272
埼玉県	農林部森づくり課	048-830-4310
千葉県	農林水産部 森林課 森林政策室	043-223-2951
東京都	農林水産部森林課	03-5320-4861
神奈川県	水・緑部森林再生課調整グループ	045-210-4339
新潟県	農林水産部林政課	025-280-5322
富山県	農林水産部森林政策課森づくり推進班	076-444-3385
石川県	農林水産部森林管理課森林企画グループ	076-225-1642
福井県	農林水産部森づくり課緑化・花づくり推進グループ	0776-20-0442
山梨県	森林環境部 森林整備課	055-223-1646
長野県	林務部 信州の木活用課 経営普及係	026-235-7274
岐阜県	林政部恵みの森づくり推進課	058-272-8472
静岡県	くらし・環境部 環境局 環境ふれあい課	054-221-2664
愛知県	農林水産部農林基盤局森林保全課緑化グループ	052-954-6453
三重県	農林水産部みどり共生推進課 野生生物班	059-224-2578
滋賀県	琵琶湖環境部森林政策課	077-528-3918
京都府	農林水産部モデルフォレスト推進課	075-414-5002
大阪府	環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課 森づくり支援グループ	06-6210-9556
兵庫県	農政環境部創造局豊かな森づくり課森づくり普及班	078-362-3613
奈良県	農林部 森林整備課	0742-27-7612
和歌山県	農林水産部 森林・林業局 林業振興課 山村資源班	073-441-2991
鳥取県	農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課	0857-26-7335
島根県	農林水産部 林業課 水と緑の森づくりグループ	0852-22-5170
岡山県	農林水産部林政課森林保全班	086-226-7454
広島県	農林水産局 林業振興部 森林保全課 森づくり推進グループ	082-513-3694
山口県	農林水産部森林企画課事業体支援班	083-933-3460
徳島県	林業飛躍局林業戦略課森林企画担当	088-621-2449
香川県	環境森林部みどり整備課森づくりグループ	087-832-3461
愛媛県	農林水産部森林整備課水源林整備係	089-912-2601
高知県	林業振興・環境部林業環境政策課	088-821-4586
福岡県	農林水産部農山漁村振興課森林計画係	092-643-3505
佐賀県	県土づくり本部 森林整備課	0952-25-7136
長崎県	農林部林政課森林管理班	095-895-2984
熊本県	農林水産部 森林局 森林整備課 普及指導班	096-333-2441
大分県	農林水産部森との共生推進室森づくり推進班	097-506-3872
宮崎県	環境森林部森林経営課	0985-26-7154
鹿児島県	環境林務部森づくり推進課	099-286-3394
沖縄県	農林水産部 森林経営班	098-866-2295